

## その他

- ◆ 二測定（身長、体重） … 2学期 3学期 全学年
- ◆ 子どもの生活習慣病予防検診 … 7月～9月 5学年希望者

## ◆検診のお知らせ

内科、歯科、眼科、耳鼻科、その他の検査が終わりましたら、必要な児童には検査結果をお知らせする書類を持って帰らせます。

これを医療機関にもって行き、できるだけ早く受診してください。

受診後、病院からもらう報告書を学校に提出してください。

健康診断の最終結果や二測定の結果につきましては「わたしのけんこう」にてお知らせします。



## ◆毎日の健康管理

### ◆ 家庭で

朝、ご家庭で、児童の健康状態をみてください。心配なときは、家で様子をみるか、医療機関を受診してください。無理をして登校させると症状が悪化することもあります。また感染症にかかっている場合は、他の児童に感染することにもなりかねません。

### ◆ 学校で

始業前の朝の時間に、各クラスで健康観察を行っています。



## ◆ケガや病気のときは？

### ◆ ケガをしたとき

学校で起きたケガについては、保健室で応急手当を行った上で、

- ①その後の経過観察をします。（状態により学校または家庭で）
- ②医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとり、受診させます。

医療機関に連れて行く際に保護者（安全カードに記載の連絡先）へ連絡をします。原則として保護者に医療機関までお越しいただきます。

なお、保健室ではその日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の手当はご家庭でお願いします。

児童には、学校管理下でケガをしたときに、すぐに担任またはケガをした時間の担当の先生に申し出るようご指導ください。また、学校でのケガで家庭から医療機関に行くことがあったときは、翌日担任まで連絡帳などでお知らせください。

### ◆ 病気になったとき

からだや生活のようす、クラスでのようすなどから、症状の程度および要因を判断し、

- ①教室での授業が可能であると認められる場合は、教室にかえし担任が経過観察をします。
- ②しばらく保健室で安静に休ませ、経過を観察します。

その後も症状のよくなる場合は、担任または養護教諭等より保護者に連絡をとり、下校させます。（その時は原則として迎えにきていただきます）

保健室は特別教室の一つで、医療機関ではありません。したがって病院のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできませんので、ご承知おきください。

## ❖ いつでも連絡が取れるように

子どもの事故や病気はいつ発生するか予測がつきません。何かあったら必ず保護者に連絡をします。安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きくださいますよう、重ねてお願いいたします。（自宅 勤務先 携帯 親類 縁者 その他）

## ❖ 災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下振興センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下における児童生徒等の災害について災害共済給付を行うことによって、学校教育の円滑な実施に資することを目的とするものです。

振興センターに加入すれば、学校管理下でのケガで医療費がかかった場合（家庭から受診した場合も含めて）、保険診療の範囲内で、その程度により給付金が支給されます。

吹田市ではすべての児童生徒が振興センターへ加入することを原則としています。

加入にかかる掛金は、保護者と吹田市が等分して負担します。



## ◆ 欠席と連絡方法

いかなる場合も、学校を休むときは必ず学校へ連絡してください。

連絡方法は、原則として連絡帳を、きょうだいや近所の児童に預けてください。

児童の健康面で、何かご心配なことがありましたら、養護教諭または担任まで気軽にご相談ください。一緒に考えていきたいと思えます。

## ◆ 次のような場合は登校しなくても欠席扱いになりません

### ① 学校伝染病にかかったとき —— 出席停止

第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱

急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、痘そう、南米出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）鳥インフルエンザ

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、

風疹（3日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核

第3種 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、

腸チフス、パラチフス、その他の伝染病（溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病）

※以上は病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書はいりません。

### ② 臨時休業になったとき —— 学級閉鎖

伝染病予防上必要がある場合に行います。（4日程度）

### ③ その他 親族の忌引

父母… 10日以内          祖父母… 5日以内          曾祖父母… 3日以内

兄弟姉妹… 5日以内      伯叔父母… 3日以内      従兄弟姉妹… 1日以内

なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算することができます。